

## 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

- 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。  
 幼児教育無償化の取組状況としては、  
 ①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)  
 ※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化  
 ②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充  
 ③1号認定子どもについて、**年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算案)**

### 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)(~約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯: 第1子から0円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下(~約360万円)	14,100円 → <b>10,100円</b> ※ひとり親等世帯 { 第1子: 3,000円 第2子以降: 0円 }
④市町村民税所得割課税額211,200円以下(~約680万円)	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上(約680万円~)	25,700円

多子カウント年齢制限なし  
 有り(小学校3年生以下)

### 保育認定の子ども (2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯(~約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円	9,000円 ※第2子以降は0円
※ひとり親等世帯: 第1子から0円		
③所得割課税額48,600円未満(~約330万円)	16,500円	19,500円
※ひとり親等世帯 { 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 } ※ひとり親等世帯 { 第1子: 9,000円 第2子以降: 0円 }		
④所得割課税額57,700円未満(77,101円未満)(~約360万円)	27,000円	30,000円
※ひとり親等世帯 { 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 } ※ひとり親等世帯 { 第1子: 9,000円 第2子以降: 0円 }		
97,000円未満(~約470万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額169,000円未満(~約640万円)	41,500円	44,500円
⑥所得割課税額301,000円未満(~約930万円)	58,000円	61,000円
⑦所得割課税額397,000円未満(~1,130万円)	77,000円	80,000円
⑧所得割課税額397,000円以上(1,130万円~)	101,000円	104,000円

多子カウント年齢制限なし  
 有り(小学校就学前)

# 未婚のひとり親に係る寡婦控除のみなし適用の特例について

## 1. 経緯・背景

税制上、婚姻を前提とする寡婦（夫）と未婚のひとり親の取扱いに差があることで、各種福祉サービスに係る負担金等の額が異なり、未婚母に不利な取扱いとなっている。

【参考】児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年4月28日参議院厚生労働委員会）（抜粋）  
六、ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

国土交通省では、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）を踏まえ、公営住宅の家賃の算定の基礎となる収入の計算について、平成28年10月1日から寡婦控除のみなし適用を実施（政令改正）。

地方自治体によっては、寡婦控除のみなし適用（未婚のひとり親を寡婦とみなして寡婦控除を適用する措置）を実施しており、保育料については全市区町村の2割強が実施。

## 2. 対応方針

未婚のひとり親 について、地方税法上の寡婦控除が適用されたものとみなして、利用者負担額の階層区分を決定する際に用いる「市町村民税所得割合算額」を計算するための特例を設ける。（子ども・子育て支援法施行令の改正）  
婚姻（事実婚を含む）によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻をしていないもの

< 政令改正の施行期日 > 平成30年9月1日

利用者負担額の階層区分は、根拠とする「市町村民税所得割合算額」が前年度分から今年度分に切り替わる9月1日に合わせて切り替わるため。

（参考）平成31年度税制改正要望において、未婚のひとり親に対する税法上の寡婦控除の適用について要望することとされている。

# 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について

## 1. 経緯・背景

地方分権一括法により、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴い、都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度から、指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更される。

	都道府県民税	市町村民税（指定都市）
旧税制（～平成29年度）	4%	6%
新税制（平成30年度～）	2%	8%

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の階層区分は、「市町村民税所得割合算額」を用いて決定されているところ、指定都市のみ税率が変更となると、指定都市と他の市町村の居住者の税額が異なることとなり、不公平が生じる。

## 2. 対応方針

以下の方向性で検討中。

政令上、「市町村民税所得割合算額」の計算に当たって、指定都市居住者に不利益が生じないように、税源移譲前の旧税額により計算することとする。（子ども・子育て支援法施行令の改正）

指定都市においては、当面の間、情報提供ネットワークシステムから、旧税率（6%）で計算された市民税所得割額及び税額控除額の取得が可能。

運用上、

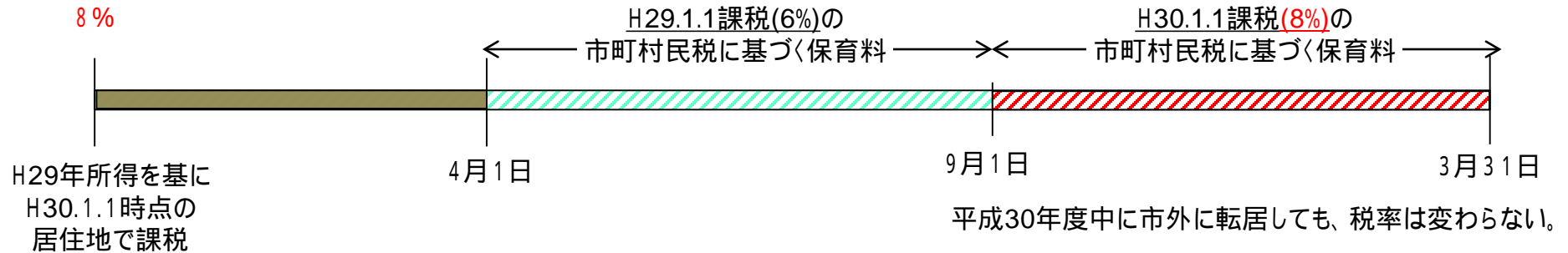
- 旧税額により計算することによる一定の事務負担の発生が想定されるため、新税率により計算された額に6/8を乗じた額をもって計算することとすることも可能とする。
- 自治体独自の減税措置等により、市町村民税率が現時点で6%ではない場合については、税源移譲前の旧税額になるよう新税率により計算された額に適切な割合を乗じて計算することとする。

< 政令改正の施行期日 > 平成30年9月1日

4月～8月分の利用者負担額については、前年度分の市町村民税所得割額に基づき決定されることから、本税源移譲の影響を受けないため。

# (参考) 指定都市とそれ以外における平成30年度の保育料(利用者負担)について

## 平成30年1月1日に**指定都市**に居住の場合



## 平成30年1月1日に指定都市**以外**に居住の場合

